

議会運営委員会

令和3年7月30日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員 長	齊藤 誠之	副委員 長	星 宏子
委員	山形 紀弘	委員	中里 康寛
委員	森本 彰伸	委員	鈴木 伸彦
委員	小島 耕一	委員	大野 恭男

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議 長	松田 寛人	副 議 長	相馬 剛
-----	-------	-------	------

説明のための出席者

保健福祉部長	鹿野 伸二	産業観光部長	富山 芳男
--------	-------	--------	-------

出席議会事務局職員

事務局 長	増田 健造	議事課 長	渡邊 章二
議事課長補佐 兼庶務係長	印南 恵子	議事調査係長	佐々木 玲男奈
主 査	室井 理恵	主 任	伊藤 奨理

議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
 - ・委員長
3. 協議事項
 - (1)議会基本条例第11条に基づく計画等について
 - (2)請願、陳情等の取扱いフローについて
 - (3)議会取組実行計画に係る議会運営委員会取組事項について
 - (4)その他
4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

◎委員長挨拶

○齊藤委員長 皆さん、おはようございます。

本日は議会運営委員会のほうにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

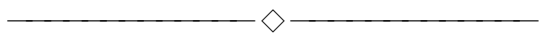
オリンピックが開催して、日本開催、自国開催ということで、かなり盛り上がりを見せていて、メダルの獲得数もかなり多く、感動を与えていただいている一方、全国にコロナウイルス感染症の蔓延がしているということで、栃木県に関しましても、7市がまん延防止等の特別措置のほうの適用になってしまったということで、かなり感染者という表記と陽性者のところと一緒にいる分、PCR検査等の母数が増えて、この後も多分相当数の数が出てくると予想されています。

基本的にワクチン接種に関しましても、自己防衛なので、それをどういうふうに考えていくかというところも鑑みて、行動抑制をすれば経済が回らなくなるというところの観点も、かなり歯がゆい思いをして報道を見させていただいております。

議員の皆様もまだ集まる機会あると思いますので、その辺を考えて、いろいろと行動していただければと思います。

本日、協議案件は、お手元に配付のとおりなんですが、皆様の御意見をいただきまして協議進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。



◎協議事項

○齊藤委員長 それでは、3番の協議事項に移ります。

議会基本条例第11条に基づく計画についてです。

議会基本条例第11条に関わる計画協定等について、執行部から内容の説明をいただいた上で、議決、また報告とするかを決定いたします。

なお、協議案件については、執行部から報告として上がってきた案件について説明を求め、決定を見たいと思います。

本日は、保健福祉部、産業観光部から3件の案内がございます。

まず、保健福祉部の案件を協議いたします。

那須塩原市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定を協議いたします。

それでは、説明をお願いいたします。

保健福祉部長。

○鹿野保健福祉部長 皆さん、改めておはようございます。

本日は急な案件の提出にも御理解をいただきまして、大変ありがとうございます。

説明させていただきますが、説明は座ってさせていただきますので、よろしく願います。

那須塩原市災害ボランティアセンター設置等に関する協定の締結についてということですが、この協定につきましては、那須塩原市地域防災計画、こちらの中で、既に社会福祉協議会と連携、協力によりまして、同様の設置体制、これについては確認をしているところであります。

その現在の体制に加えて、那須塩原市、それから社会福祉協議会、この役割、こういったものを明文化しまして、ボランティア活動の支援体制をより強固に整備していきたいと、このように考えることから、協定の締結を行うものでございます。

協定締結の背景といたしましては、昨年7月、

熊本で起きた豪雨災害、このボランティアセンター設置に係る経費が国庫補助対象、これになったということも契機としてございまして、協定の内容といたしましては、仕様に記載のとおりではございますが、センターの設置、それから運営、それから費用負担に関する事、こういったことが主な内容になります。

基本的に、先ほど申し上げました国庫補助対象に全額が対象になるということですから、市としての新たな財政負担が生じないこと、さらには、繰り返しになりますが、既に連携、協力に関する事は、協定こそ結んでございませませんが、社会福祉協議会のほうと確認をしていること、これを明文化する協定であること、もう一つ、この時期、どうしても豪雨、それから台風、こういった災害が多い時期でもございますので、協定のほうも速やかに締結して進めたいということもございます。

そうしたことから、来月、8月の議員全員協議会のほうに報告をさせていただいて、締結のほうに進めればなというふうに考えているところでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

森本委員。

○森本委員 財政的な負担はないということなんですけれども、人的に市からボランティアセンターに対してスタッフを出すとか、そういうことは今までも含めてやっていたんですか。

○齊藤委員長 部長。

○鹿野保健福祉部長 状況にもよりますけれども、災害が起きた場合というのは、市のほうでも災害対策本部ですとかそういったものを立ち上げて、市の職員はそこに集中して従事しているという状

況がございますので、そちらが一段落した後、市の職員が行くということはあったかと思うんですけども、基本的には市の職員は市の災害対策本文のほうを対応するという事で対応していきたいということかと思えます。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、この協定を結んだことによる明文化したということなんですけれども、市のボランティアセンターに対する支援というのはどのようなことをやったのか……

○齊藤委員長 部長。

○鹿野保健福祉部長 一番大きいのは、その熊本の激甚災害に指定された災害、水害ですね。豪雨災害があったというときから、国庫補助対象になると。それを補助対象になるためには、この社会福祉協議会との協定がその補助対象の条件と言いますか、そういったことがあるということもありましたので、協定がないから、お互いに協力しないとかということではなくて、改めて協定を結ぶということで、その補助対象になるということもございまして、こういったことで、支援という意味では、金銭的なものは市から、国から来るということはあるんですけども、支援できるということが一番なのかなというふうに思います。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、申請の窓口になったりとか、国庫補助金が下りてくるときには、その窓口になってボランティアセンターに下ろしたりとか、そういう立場を市が役割を果たすということでしょうか。

○齊藤委員長 部長。

○鹿野保健福祉部長 補助金自体は、一旦市を経由する形ですので、国から申請した金額が市のほうに補助金として入りまして、それを社会福祉協議会のほうにお支払いするというような形になるう

かと思えます。

○森本委員 ありがとうございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。
ないですかね。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 それでは、ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点はございますか。

副委員長。

○星副委員長 この議会基本条例第11条の中には、3号で、市がほかの団体と結ぶ連携、また協定に関しては、議決事件とするというふうに定めております。

今日のこの社会福祉協議会、ボランティアセンターの設置ということでの今回の連携協定というふうになると思うんですけれども、これはやはりこっちの議決事件に値するものではないかと私は考えるんですが、ほかの委員の方はどうでしょうか。

○齊藤委員長 ただいまの副委員長の申された点について、皆様から御意見を伺いたいと思います。

副委員長。

○星副委員長 例えば今回、全員協議会で報告案件としたいということなんですが、今、通年議会ということで、臨時会議ということもこれから開いていくことを考えると、そこでの議案の上程ということでも対応できるのではないかと思います、討議させていただければなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○齊藤委員長 それでは、今の意見について御意見を求めます。

森本委員。

○森本委員 確かに11条の中だと、確かに他の団体との協定を結ぶときには議決を必要とするということになっているので、基本的には議決を必要と

すると思うんですね。

ただ、それを議運が何をやる立場にあるかという、恐らくそれは、結局執行部として議決を必要とこういう理由でしないことがあるんですよということを説明があった場合に、そのときに議運で協議して、本当にそれは必要じゃないのか、必要なのかという部分を協議すればいいのかなと思うんで、もし執行部が、これはこうこうこういう理由で報告にさせていただきたいという場合には、議運である程度の、自動的に議決に持っていくというのではなくて、求めている理由だったりとかをここで協議するというのは、こちらでもいいのかなというふうには思います。

○齊藤委員長 副委員長。

○星副委員長 それは、内容については、もちろん全然悪いことでもないし、それは本当にどんどん進めていってもらいたい部分ではあるんですけれども、では、どのように、議決にするか、要は報告にするかという部分だけなんで、議運のほうで諮れるのは。なので、もう少しやっぱりこれ、災害ボランティアのこの災害という部分に関しては、やはりより深く議論はすべき、本当にとても大切なことであるので、もちろん報告で、それでというものもあるんですけれども、やっぱり議員の中でもしっかり議論すべき内容ではないのかなと感じるんですけれども。それで提案させていただいたんですが。

○齊藤委員長 皆さんからほかの御意見ございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 それでは、今の副委員長の意見に關しまして、執行部のほうから協定のほうは報告とさせていただきたいという話がございましたが、ただいまの意見を聞いて、もう少し詳細なお話であればと思うんですけれども、大丈夫でしょう

か。

部長。

○鹿野保健福祉部長 繰り返になってしまう部分が多いかと思うんですけれども、最初に申しあげましたように、この協定については、那須塩原市地域防災計画に定められたボランティア活動の支援体制をさらに推進していくんだよという内容であること、当然そこうたわれている国によって実際は対応しているということですので、社会福祉協議会のほうとの連携、それから協力体制はもう既にできているよというところで、そうしたところで、改めて議論をいただくことではなくて、進めていけたらということ、それについて、最後に申しあげましたが、本来であれば、4月とか5月、こういった時期に当然詰めてこの時期を迎えられればよかったのかなというふうには思いますが、なかなか詳細のところ調わないところもございまして、少し遅れてしまったという事実はありますが、この時期、豪雨、それから台風、そういったものが頻繁に来る時期といこともございますので、速やかに進めたいというもございました。

それから、市の予算、一応予算を経由するので、全く関係ないということではございませんけれども、市の負担は生じないというは、全く関係ないということではございませんけれども、市の負担は生じないというところも考えて、担当部署としては報告でよろしいものかなというふうに判断をして、今日お願いしたというところでございます。

○齊藤委員長 それでは、改めて議員間討議に戻ります。

森本委員。

○森本委員 星副委員長のおっしゃるとおり、まずは議決が前提だと思いますよね。ですから、それを議決を行わないで報告で済ませるといった場合に

は、その理由が必要であるという部分で考えたときに、できたら執行部のほうにも、まずは議決が前提なんだよという意識で考えてもらいたい。それが先にあった中で、どうして、どうしても報告じゃなきゃいけないのかという考え方をしてもらいたいなというふうには思います。

今の説明を聞いていると、報告でも大丈夫なんじゃないか、報告でいいんじゃないのかというどうしても印象があるんですね。まずは議決が当たり前という部分を前提に置いた上で、話を聞いただけだったら、確かに報告でもいいのかなというふうには思うんです。確かにそのとおりでなと思うんですけれども、執行部の考え方として、まずは議決ありきなんだ。その中で、どうしても今回は報告にしたい理由があるんだという場合に、それを報告にするというのが基本的な考え方であってほしいなというふうには思います。

ただ、今のお話を聞いて、確かに報告でもいいのかなというのは、そういうふうに感じますが、それはこの11条に関することでの根本にある考え方とはちょっと違う考え方なのかなというふうには思うので、その辺は、今後でも、執行部に検討してもらいたいなと思いますけれども、こんなふうに感じます。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

小島委員。

○小島委員 いろいろ執行部の発言を聞きますと、やっぱり国等の法律の改正とか、そういうものから、今回は予算も関係しなくてやるということでもありますので、今回のこのあれについては、報告でいいのではないかと私は感じました。

以上です。

○齊藤委員長 どうでしょうか。

○星副委員長 急を要することでもあるので、報告でいいと思いますが、さっき言ったのと森本委員

の意見と、趣旨としては、そういったものも裏にあったので、あえてここで言わせていただいたんですけれども、そういったことも議決が前提でということ、予算がかからないから、市からの持ち出しがないから、じゃ報告でいいよねっていうものはなく、しっかり議決ということも念頭に入れながらも、こういった考えで行っていただければと思います。

○齊藤委員長 それでは、そのほかに討議すべき内容はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、それでは委員から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、ここで議員間討議と併せて質疑も終結したいと思います。ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 私、あまり委員長が言っちゃいけないんでしょうけれども、1つだけ根本的なことを聞きたいんですけれども、今回のこの協定に関しては、保健福祉部提案になっているんですが、上位法は多分総務部じゃないのかなって思っているんです。協定だけを保健福祉部が担ったとしても、災害時に機能するのは総務部だと思うんですが、その辺の話の庁議とかの話は、どのような理由で保健福祉部が提案になったのかをお聞きしたいんですが。

部長。

○鹿野保健福祉部長 委員長おっしゃるとおりだと思います。災害全体については総務部が所管しておりまして、このボランティアの協定についても、当然そういったことに関しては総務部というところなのかと思いますけれども、これが理由になるかどうかちょっと、皆さんがそうですかとい

うようなことで納得いただけるかどうかというのはちょっと分からないところもありますけれども、今までの経過も、社会福祉協議会との協定に限らず、いろいろな意味での窓口、こういったものは社会福祉課、保健福祉部内の社会福祉課がやってきたということもある。それから、災害の中でも、避難所については、避難所と関係はここではありませんけれども、そういったことも担っているところから、保健福祉部がやりますということで手を挙げたのでは決してないんですけれども、総務部のほうでも、私のほうが当然所管するものだということで進めてきたというものではないという事実がありまして、最初に言いましたように、それが理由になっているかどうかちょっと分からないところもありますが、そんな経過の下に、この協定についても保健福祉部社会福祉課のほうで進めさせていただいているというところでございます。

今後は、委員長の意見も参考に、全体の、先ほど言いました避難所の関係なんかも含めて、総務部のほうとは協議して、来年以降も組織改編の見直し、組織改編なんかもありますので、そういった中でも議題にのせて、提案していきながら進めていければとは保健福祉部側としては考えているところです。

ちょっと理由になってないかもしれませんが、そんな経過でこのようになりましたというところで、あと、すみません、プラスして、先ほど副委員長から言われた件ですけれども、担当部署としては、決して議案として上げることをないがしろにどうか、報告ありきでやっていることでは決してございませんので、全体を考えて、報告でよかれというふうな判断の下に、こうしたことで協議させていただいているというふうにご考えてございますので、少し申し添えさせていただければと

思っています。よろしくお願ひします。

○齊藤委員長 それでは、ほかにないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了といたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件については報告案件にすることに決しました。

次に、JRバス関東株式会社と職員の派遣に関する協定を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

保健福祉部長。

○鹿野保健福祉部長 本協定につきましては、さきに4月1日から市民生活部生活課のほうにJRバス関東のほうから職員を派遣いただいております、その第2弾といいますか、2人目の協定ということになります。

改めて協定について若干説明させていただきますと、昨年3月ですけれども、那須塩原市とJRバス関東株式会社との間で包括連携協定、これを締結いたしました。

具体的な事業を展開するため、JRバス関東さんのほうへ参りまして、職員を派遣して下さるということになりました。

最初に言いました1人目の方、第1弾は公共交通担当ということで、生活課に派遣をいただくということになります。

第2弾といたしましては、年度途中ということですので、下半期、10月1日からを予定しまして、

全体の協定の中でうたっております地域観光振興に関することという中で派遣をいただければというふうに考えているものでございます。

具体的な内容といたしましては、保健福祉部、私のほうから説明させていただくという理由にもなりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策室、ここにおいて観光振興の認証制度に関することを主な業務として担っていただきたいというふうに考えているところでございます。

その来てくださる従事者の身分の取扱い、これを包括連携協定とは別途、協定を結ぶというふうな形でしていきたいということ、それから地域おこし企業人交流プログラム、これの活用もしていきたいということもありまして、改めてこの協定を結ぶというものでございます。

3月のときにも、たまたま私が市民生活部にいて、同じような説明をさせていただきましたが、全体の包括連携協定書に基づく人の派遣のための協定ということもあります。

また、先ほどと同じように、市の負担、財政的な負担もないということもございまして、8月の全員協議会のほうに報告をさせていただいて、進めさせていただければというふうに考えているものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

森本委員。

○森本委員 新型コロナウイルス対策の意味も含めての職員派遣というふうに関心はありますが、新型コロナウイルス対策に関わって、職員がJRバス関東と連携して何かを行っていくということになってくると、その協定自体はいいとしても、その内容とかに関しては、ある程度議員の協議だったりとか、そういうものは必要になってく

るんじゃないのかなというふうな印象を受けたんですけれども、その辺はどのようにお考えになりますか。

○齊藤委員長 部長。

○鹿野保健福祉部長 その具体的な内容ということになりますかね。

○森本委員 はい。

○鹿野保健福祉部長 先ほど言いましたように、認証制度についてということを中心に担っていたきたいということですが、観光全般にわたって、当然JRバス関東さんから来るということですので、公共交通ですとか観光分野、そういったところが得手の分野なのかなというふうに思います。

そうしたところで、取りあえず人手不足ということで、認証制度のほうが今、滞っているということもございましたので、取りあえずそれを中心にとすることで、あとは地域振興の目的を達成するために必要なことということで、逃げ道みたいな条文もございますので、全体的に市のそういったことを携わっていただきながら、ひいてはJRバス関東さんに戻った際にも、そちらにもプラス材料がたくさんあるような形でやれば、包括連携協定の目的というか、趣旨というか、そういったものにもつながっていくのかなということから考えれば、それなりにはと思うんですけれども、そこを議員さんの中でということになると、また3月のときには、なるべく全体協定の中の今回来ていただく人のための協定ですということで御理解をいただいたので、今回についても、おおむねこんなことをお願いするもので、全体協定の中のぶら下がりの2人目ですよということで、報告でさせていただければよろしいのかなというふうには考えたところです。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 どうなんですか、ちょっと記憶的にあれなんですけれども、前回は向こうから人が来てもらうという段階になった場合は、新型コロナウイルス対策の部分にも従事してもらうというような話もあったということでしたっけ。だったような気がしているんですけれども。

○齊藤委員長 部長。

○鹿野保健福祉部長 3月で、今、生活課のほうに配属になっている派遣職員については、新型コロナウイルスではなくて……

○森本委員 ですよ。

○鹿野保健福祉部長 市民生活部の生活課で当然一番得手とする公共交通の計画ですとか、そういったことに中心に携わっていただいたり、指導、アドバイスをいただいているというところで、もちろんほかにも全くしないとかということはありませんけれども、そこを中心にやってくださっているというふうに思います。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 今回、新型コロナウイルス感染対策室から来られて、それにも従事してもらうんですというふうな形でこの協定を結ぶというふうになると、そこはやっぱりある程度議論が必要になってくるんじゃないのかなというふうに感じるという意味なんですけれども。前回とはちょっと違うのかなという印象を受けたので、質問しました。

○齊藤委員長 関連で質問させていただきますか。

これ、あれですか。協定が包括で協定している中に、別途、別にこの協定書を締結するという議論の仕方よろしいですか。

付随しているものの協定になると、今の森本委員が言っていることに関しては、ちょっと論点がずれちゃうんですけれども、改めて別途として、上位的に包括があって、これを別途にという話に

なれば、森本委員の言葉が生きてくるんですけども、その位置づけをちょっと、分かりづらいで示していただけると。

部長。

○鹿野保健福祉部長 ちょっと説明が足りなかったとか、言葉遣いが間違えたとかということかと思うんですけども、大本に包括連携協定があって、その下ということなので、別途ということではないということによろしいかと思えます。

○齊藤委員長 これを基に質疑をお願いいたします。
〔「協定の締結なんですか」「協定の変更」と言う人あり〕

○齊藤委員長 いや、その包括の下にある案件を出してきた。

〔「協定を締結するということでしょう」と言う人あり〕

○齊藤委員長 そうなの。協定は協定なの。位置づけが。ということになるので、議論としては、分野がJRバスさんで、認証機関成り立つのかどうかというのは、ちょっと中身になっちゃうんですけども、だから出すことに関して、今言っている立場を言ってもらえるのであれば、全然意見として、質疑としては間違っていないので、そこを踏まえて改めて質疑をしていただけると。多分言っていることは同じことになると思うんですが。

〔「そうですよね」と言う人あり〕

○齊藤委員長 はい。

〔「中身がいい悪いというわけじゃないんだよね」と言う人あり〕

○齊藤委員長 そうなんです。それに踏まえてです。じゃ、小島委員。

○小島委員 今回の協定は、前の協定と、今ちょっと関連なんですけれども、前の協定は、職員を派遣するということに、事務事業の2群とかと書

いてあって、今回のやつの中には、それに追加するぐらいの、変更とかというんじゃないくて、また協定を変更して締結するのか、それとも別々にまた1人完全に立てるのか、それはどちらのことを考えているのでしょうか。協定。

○齊藤委員長 部長。

○鹿野保健福祉部長 4月から来ていただいている方と別になります。ですので、協定は大本の包括連携協定があって、そこにぶら下がっているのが今度2つになるということになるかと思えます。

4月から来ている、生活課に来てくださっている方が1本あって、今度10月から結びたいと言っているのがもう一本できるということなんで、全体の包括連携協定があって、そこにぶら下がるのが2つになりますという、2つ目ですということです。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 関連ですけれども、この職員の受入れという形なんですよね。向こうが派遣して、受入れという形なんですよね。

この受入れは、予算的なものは全く関連してこないということで、別にお金の何もないんで、今回のやつは単に1人受け入れますよというだけで、という協定ですという考え方でいいんですね。

○齊藤委員長 部長。

○鹿野保健福祉部長 ちょっと予算のことについて触れませんでしたけれども、給与自体はJRバス関東さんからこの職員には支払われます。

特別交付税を利用しまして、上限がありまして、先ほど申し上げました地域おこし企業人プログラムの中にそうした派遣をしてもらったときに、年間560万円までは特別交付税で措置ができるというものがございます。

それで、今回は10月ということで半年間、下半期だけということなので、半分、280万円になり

ますもんですけれども、その金額が上限として予算の計上も9月補正でさせていただき予定をしております。

また、先ほどのボランティアのときと同じように、市の持ち出し、負担はないということになります。

○齊藤委員長 局長。

○増田事務局長 私も今、協定書のほうをこちらに見せていただいているんですけども、そもそもの職員派遣に対する協定書、こちらがあるんですけども、ここで要は明記されてない部分、要は条例なら条例の下に要綱とか規則ありますよね。条例そのものは改正にならないけれども、条例のついでない細かなところは規則とか要綱で定めるようになっています。

ここの職員の派遣に関する協定書には、先ほどぶら下がりが2つあるというお話がありましたけれども、1つぶら下がっているのが、職員の給与の負担に関する協定書。要は、給与の負担をどうするかということがそもそもの協定に書いてないので、それを補填するために、要は規則とか要綱的な形で結んでいる協定だということ。

それと、もう一つは、じゃどういうことに従事するかということもそもそもの協定に書いてありませんので、要は公共交通に関すること、移住・定住に関することというような形で、部長が先ほど言いましたけれども、1人目は生活課で従事している。ただ、その内容も、この職員の派遣に関する協定というところには何ら触れてないので、要は条例なら条例の改正はないけれども、じゃ従事する内容はどういう内容なんだ、給与はどういう内容なんだということで、要綱とか規則を追加していっているというようなイメージ、そういったイメージだということをお理解いただいた上で、御協議いただければと……

○齊藤委員長 それって、協定の締結って言いますかね。包括連携書の中の追加条項ですよ、極端な話。

○鹿野保健福祉部長 言葉というか、タイトルの使い方だと思うんですけど……

○齊藤委員長 そう、タイトルが悪いんですね。もともと包括に入っている……、はい。

○鹿野保健福祉部長 あるんですね。

○齊藤委員長 はい。

○鹿野保健福祉部長 あって、今、局長が説明してくださいのように、その下の覚書みたいな、そんなものだと思うんですけども、ただ、先ほど言った地域おこし企業人のプログラムに新設する際に、その人の身分を明らかにというか、明文化するための協定書を提出しなさいというのがあるんですね。ですので、協定書、そういうタイトルの下に、大きな協定書の下に、その下の協定というんですか、その派遣してくださる人の身分を明らかにするための、言葉は協定書というのを使っていますけれども、そういった意味での言葉遣いだということで、そういう意味では、大本の協定書とは微妙に意味が違う協定書になるかと思います。

○齊藤委員長 そうすると、大本の協定書に先ほど局長の説明では書いてない条項になっちゃう。人材の派遣で、言っていましたよね、さっきね。公共交通と何々って。

○鹿野保健福祉部長 大本の協定書には、連携事項ということで、先ほど言いましたように、目的を達成するために、公共交通に関すること、移住・定住の促進に関すること、地域の観光振興に関すること、災害時における支援に関することというのは大きい項目でうたわれております。

さっき言いましたそのほかに全ての目標を達成するようなことということで書いてあるわけなんですけれども、その中で、大本の協定からすれば、

地域の観光振興に関することっていう大きいタイトルでは、その中で具体は何だと言ったときには、保健福祉部が担当する新型コロナウイルスの認証制度についてを主な業務としてやっていただきたいということですので、予算措置についても保健福祉部で、右から左へトンネルの補助金ですけれども、そういう形で計上するというのもございまして、保健福祉部のほうから説明させていただいているというものでございます。

○小島委員 はい、了解しました。

○齊藤委員長 いいですか。

この説明資料が、多分全然違うところのぐらい、言いたいところが一つも書いてないという。例えば、今言っていたのとおり、包括協定の何番に該当するものにおいて、今後これをやっていくことによって、国の補助があって、使えますから、協定を結びたいという説明のほうが、我々議員は審査がしやすいと思います。

これだけ言ったんで、私、上位があって、下なんですかって聞いちゃったんですけども、明らかに中のものの1つを利用して、これを協定を結びたいという説明のほうが、多分、森本委員もあんな言い方も質疑もしなかったと思います。

私らも、これで読み取るのはちょっと難しいぐらいなので、口頭とここの文面がある程度あってくれたほうが、議会運営委員会としては、皆さん、委員さんの判断を仰ぐのには必要かなと思ったので。

今の内容の説明なんですけれども、委員の皆さん、御理解は大丈夫でしょうか。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、それを踏まえて、いいですか。

鈴木委員、質疑ですね。

○鈴木委員 ちょっとずれるんですけども、財政的な話をしたので、特定交付税というのがあるん

です、特定交付税。それは初めてここには書いてないのが出てきたので、それについて、ちょっとだけ勉強も含めてお伺いしたいんですけども、交付税ですよ。そうすると、もともと国は交付税が別にあると思うんですけども、こういうものをもたらすことによって、もともとある交付税に影響しないかどうかだけちょっとお伺いしたいです。

○齊藤委員長 微妙ですけども、部長。

○鹿野保健福祉部長 最終的には直接は財政、総務のほうで担当することにはなりますが、当然、今、議員さん言われたように、全部これが該当するかということになると、この場で私が100%大丈夫ですという答えはできないというのが正直なところですけども、ただ、先ほど言いました地域おこし企業人プログラムの中で、人材派遣、人の交流をするというところでは、先ほど言いました上限560万円ということですけども、これについて、今まで対象にならなかったというのはないって言っていますので、ほぼほぼ大丈夫なのかなというところで、担当部署としても進めてきているというところでございます。

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

これ、あくまで議決にするか、報告にするかの案件で、そこが必要になるかどうかはその先になってきますけれども、であれば、議決にしていきたいというような内容で質疑をしていただくとこの先いいかなと思うんです。

鈴木委員。

○鈴木委員 基本的なところはそういうことだと思うんですけども、議決にするか、議決にしないかというのは、市の財政負担があるかどうかというのも重要だというふうに言っていますよね。

その中で、今後のこういう議決って、これ、すぐ報告か議決かというときに、すぐこれはいつも難しい判断をしている中で、財政の話はすぐ

く重要なポイントだと思うんですが、今の部長の説明でちょっと理解できなかったの、もう一度、私の説明が悪いと思って……

○齊藤委員長 局長。

○増田事務局長 大変申し訳ありません。私、一応財政経験者なんで、言わせて……

○齊藤委員長 お願いします。

○増田事務局長 たしか私の記憶では、法人税、所得税、あと消費税ですか、そのほかにも幾つかの税がありますけれども、そのうちの何%かが地方交付税に充てられるということで、地方交付税のうち94%が普通交付税、6%が特別交付税というふうになっております。

特別交付税の趣旨といたしましては、要は普通交付税で補えないもの、災害とか、当初想定しないようなものについてあてがうために枠が設けられています。

普通交付税につきましては、たしか7月あたりに交付額が決定されて、年4回ぐらいに分かれて交付されてくるというような決まりがあります。特別交付税については、その他の部分、先ほど申しましたけれども、そういったことですので、市に配分される普通交付税にはまず影響はないと思います。

特別交付税については、9月ぐらいに県を通して国のほうに申請をするんですけども、その市、その市で、今年度についてはどのような特殊財政事情があるのかというような照会が来ます。私は黒磯のときに財政をやっていたんで、黒磯では、天皇が来るときに、行幸啓で、要は樹木の伐採なんかがあるんで、これだけ市の負担がかかっているというようなものを毎年上げていましたんで、そういったものを積み重ねていって、あとは災害とかがあった場合とかですね。ただ、東日本震災みたいな大きい場合には、あてがえな

いですよね。あとは、財源にも枠がありますんで、その財源を要望額と、あと交付額と案分して、交付するような仕組みにはなっています。

ですので、普通交付税には影響ありませんし、あとは特別交付税については、これから災害なんかがありますんで、国のほうでは一括して出すかどうか、災害は3月まで、予算は3月までありますので、想定できないところもありますけれども、影響はないというふうに考えています。

○鈴木委員 了解です。

○齊藤委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、ここで議員間討議と併せて質疑も終了したいと思います。ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 あつ、意見をもらってない。

すみません。「はい」って言ってしまったんですけども、戻らせてください。

委員からの御意見をいただきたいと思えます。すみません。

山形委員。

○山形委員 意見なんですけれども、先ほど皆さん言ったように、この内容がよく分からない。もう少し協定の締結及び目的及び背景というふうなことで、もう少し分かりやすくしていただかないと、こういうふうに議論がまた違う方向に走ってしま

うんで、もしこの協定書の中身について、もし今度出していただくときは、やはりもう少し分かりやすく、先ほどの特別交付税の話も、もし話せるんだったら、こういったところに記入しておいたほうが、検討材料の1つとなって、スムーズな議論ができるんじゃないかなと思うんで、そういったところを意見させていただきます。

○齊藤委員長 そのほか御意見はございますか。

中里委員。

○中里委員 この案件についての取扱いなんですけれども、議員全員協議会での報告でよいかというふうに思います。

以上です。

○齊藤委員長 そのほか御意見はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 それでは、改めてないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件については、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件については報告案件にすることに決しました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、産業観光部の案件について協議いたします。

那須塩原市特定間伐等促進計画を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

産業観光部長。

○富山産業観光部長

それでは、那須塩原市特定間伐等促進計画の策定について御説明させていただきます。

まず、1番目の計画策定の目的及び背景でございますけれども、この計画につきましては、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法というものがありまして、これに基づく計画でございます。

まず、目的でございますけれども、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性を鑑みまして、国は令和12年度までの森林の間伐等の実施を促進するための基本指針を定めてございます。その中で、国は年平均45万haの間伐をしていくというふうに定めているものでございます。

さらに、栃木県においては、国の指針に即した特定間伐等の特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針を令和3年5月に定めたところでございます。これによりまして、県は10年間で4万5,000haの間伐を行うと定めたところでございます。

これを受けまして、本市においても、今後基本方針に即した特定間伐等促進計画を策定し、対象となる森林の間伐や造林などを促進するとともに、森林の適切な機能を保全していきたいと考えているものでございます。これによりまして、市におきましては、10年間で50haの間伐をしたいというふうに定めていきたいと思っているものでございます。

2番目の計画の概要でございます。

これにつきましては、間伐等が適切に実施されていない森林を特定間伐等の促進計画の対象林に位置づけるものでございます。

具体的には、その計画の中で間伐を行う面積を定めるとともに、対象となっている森林の間伐とか造林を行う場所ですね。場所とか、あとは森林の状況、あとはその間伐を行う事業実施主体などを定める計画でございます。

これらを定めることで、間伐等に対する経費に対しまして、事業実施主体が交付金を受けることが可能となりますし、計画に基づき、適切な時期に確実に間伐を実施することができるようになり、山林の荒廃を防ぎ、森林等の保全及び強化を図ることができるようになるものでございます。

計画の期間でございますけれども、令和3年9月1日から令和13年3月31日までの計画でございます。

飛びまして、7番、関係法令及び上位計画でございます。

最初に申しあげました関係法令でございますけれども、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、上位計画でございますが、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針が国の計画でございます。

そして、特定間伐等及び特定母樹の増殖の促進に関する基本方針、これが県の計画でございます。

続きまして、議会の対応及び理由でございますけれども、議員全員協議会での報告とさせていただきたいというふうに思っているところです。

大変申し訳ございません。報告の時期というところがちょっと空欄になっていて、大変申し訳ございません。これにつきましては、できれば8月19日の全協のほうに報告させていただければというふうに思っているものでございます。

理由でございます。当計画の市内における森林計画に該当しない森林を特定間伐等促進計画の対象森林に位置づけることで、間伐等に要する経費に対しまして交付金を受けることを可能とするための計画でございます。目的及び対象が限定的なものであるため、議会への報告案件とさせていただきたいと考えているものでございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なさそうですね。

それでは、ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、委員からの御意見はございますか。

森本委員。

○森本委員 これ、上位法に基づくものでもあるし、部長の説明のとおり、限定的な部分というのもあるんで、報告でいいんじゃないかなと思います。

○齊藤委員長 そのほか委員から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 なければ、ここで議員間討議と併せて質疑も終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りをいたします。

本案件については、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、この案件については、報告案件にすることに決しました。

以上で(1)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを終了といたします。

その他として執行部から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 委員から執行部に対して何かございますか。

ないですね。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、この後、議会側の案件に入りますので、執行部におかれましてはここで退席をお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、(2)請願、陳情等の取扱いについてを議題といたします。

フローについての説明は私でいいですね。

すみません、それでは、皆さん、お手元に今流れた資料を御覧ください。

請願、陳情等の取扱いということで作成をしてみました。今までの那須塩原市議会の流れの中で出されているケースを上から順番に書いてみたんですけども、市民、団体等から請願、意見書の提出の陳情をしてください。意見書提出つきの陳情、あと陳情のみ、意見書なし、あと要望と言われるものですね。こういった4つの区分につい

て、フローを作ってみました。

こちらを御覧いただくと分かると思うんですけども、今までこの受付対応までは同じ内容になっていますが、対応から議運の協議の取扱いのところまで見てもらいたいですけれども、そこからフローが分かれてきます。請願に関しては今までどおりですので、本会議上程として、取扱いはないとなれば、Side Books Side Booksへの格納となっていますが、取扱いをするとなった場合には、委員会付託をし、参考人招致を行い、採択、不採択がバツェンになっているのは、どちらがどちら一方となっていますから、その後、執行部へ送付をするという形になっています。

次に、意見書を提出してほしい陳情に関しましては、議運の取扱い後、本会議上程で、委員会付託という今まで言ったとおりの話で、最後に意見書提出する、委員会発議で意見書を提出するというところで、国への提出はというのは今までのとおりだったんですが、内容によっては、今後、委員会へ回付して、直接委員会への回付をするということで、委員会内での報告とする内容を設けました。その中で、開きおきと言って、委員会の報告の中で、特設委員会が取り扱わないことになった場合は、そちらで終了となります。

その後、委員会としては、この内容については、協議をしていった後に、委員会で取り組んでいったらどうかという意見があった場合には、委員会等で協議をいただいて、最後に委員会発議として意見書を提出するという新たなラインを作成したらどうかということで提案させていただいております。

陳情のみに関しても、同じような内容として、要は委員会付託を行わないということですね。議運で行うので、委員会付託の際は議長から付託を

されますが、直接委員会への回付のときには、議会への案件としては出さないという形になる取扱いです。

最後、要望書に関しましては、もう直接委員会回付として、委員会に委ねるという形で作ってみたんですけれども、こちらをちょっと御覧になって、御意見があればいただきたいと思います。

今までとの違いは、直接委員会へ回付というのが増えたと思っていただければというのと、その内容に関しては、事務局がしっかりとどういった内容になるかという受付の段階でしっかりとお聞きをして、議長に預けるという、流れはまた事務局の作業になってしまうんですけれどもね。議運からは、議員協議の内容でやっていったらどうかということで、今回提案をさせていただいております。

何か質疑はございますか。

小島委員。

○小島委員 請願でも意見書でも、直接持参と郵送というので、対応が2つに分かれているんですけれども、これ、どういう意味ですか。

○齊藤委員長 すみません、これは郵送によって送られてきた陳情関係のものは、議長預かりとなって、回付もせず、審査されません。なので、直接持参のみ。

○小島委員 それ、あれするときには、陳情は直接持参してくださいと言わないと駄目なんだね。

○齊藤委員長 もう書いてあります。

○小島委員 ああ、そうですか。

○齊藤委員長 広報とか議会だよりも書いてありますので、それがルールで、開けてしまうと、多分とんでもないものが、開けて見てはいけないうものが出てくる。

一応その辺は、あとは事務局のほうで対応していただいているので、一応ないわけないので、郵

送という欄を設けているだけです。これは、一応可視化しているだけなので。

○小島委員 これは全くあれだ。

○齊藤委員長 論外なんです、郵送は。

〔発言する人あり〕

○齊藤委員長 これは、すみません、Side Booksに格納しませんかね。審査なしの後に横に棒はないです。議会運営委員会のする、しないの後にSide Booksの格納が出ている。見えますか、大きくしているんですが、これは審査なしで終わっています。ここに横はないです。

〔「ああ、本当だ。ああ」と言う人あり〕

○小島委員 ああって、よく見てください。ちゃんと線を頑張って仕切ったんですけれども。

〔「Side Booksへの格納もしないよね、当然ね」と言う人あり〕

○齊藤委員長 格納をするのは、議運で協議、取り扱わないと言ったやつはSide Booksに入っているだけのものです。

諮った場合は、そのどっちかの二択に、委員会回付か議場で委員会付託にするかという話になっています。しないものはSide Booksへ格納。

郵送は、もう審査なし。終了と書いた時点で終わりです。

〔「Side Booksへの格納の対応もなし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 協議をしなかった場合。ここに一回出てきちゃったやつは、取りあえずしまっておくねという話。取り扱わないという意見があつたとしても、格納はしておきます。郵送で来たものを格納するわけじゃないんで。

鈴木委員。

○鈴木委員 委員会回付というのは、今日の会議で自分は初めて聞いたような感じの言葉だったんで

す。これ、今までだと、本会議上程をするかしないかがほとんどだったと思うんですけども、この委員会回付、後ろに流れがあるから、これですよと言われてそれまでですけども、ちょっとここでの一番上のところに議運協議の取扱いの中ですと書いてあって、このときに、本会議上程と委員会回付の判断というか、そのあたりのところをもう一度説明いただけますか。

○齊藤委員長 内容によりけりなんですけれども、ちゃんと委員会付託にすると、その報告を求めるということで、議長から付託を受けるわけですよ、委員会が。

ただ、内容によっては、議長から付託をしなくてもいいものもあるんじゃないかということから、それをこの議運でもんだときに、こちらの扱いかということ、今までなかったものだったんですけども、基本的に、この間、私、ちょっと言わせていただいたのは、陳情という文言自体が、基本的には議案として取り扱わないというルールが定めがないんです。お願いできないんです。

陳情という言葉が出てきた時点で、今までは審査をしない議会が多いんですけども、那須塩原市議会は陳情も要望書も陳情として扱い、常に議長が委員会へ付託していたんですよ。そうすると、付託案件に関して、この内容をわざわざ委員会でもむ必要があるかという陳情書もこれまであったという言い方は悪いんですけども、あったんですけども、皆さんの判断なんですけれども、ここは。それで、今回、この委員会回付という形にすれば、あくまで事務局がその委員会で初めてそれを報告するので、その取扱いを委員会としてどうするかをその委員会サイドで任せようという形にもう一本ルートをつくらうということで、今回提案して、書かせていただいております。

委員会の独自の力量も問われるかもしれない

ですけども、議場にての報告は必要ないので、もし代わりにこの内容を何で付託しなかったんだみたいな話になったときには、委員会発議として、しっかりと委員会でもんでいただいたものを最終日なり何なりに発議していただけるという形にすることで、その委員会の力が上がるというか、ということ、2つをつけさせていただいたということになります。

請願に関しては、さっき言ったとおり、もう問答無用で委員会付託をするということになっていきますから、陳情の扱いをどうしようかという話になってたというのは、前回言わせていただいたと思うんですけども、あれもあつたじゃないですか。自治会の8時を6時にしろというあの要望書に関して、うちらがもむ内容なのかどうかということに関して、議長から委員会に付託する内容なのかどうかというふうになっちゃうと、その回答を出さなければいけないということになってしまうんで、例えばそれを事務局が受けたときに、当時の議長と話し合っ、要望書相当のものは陳情として扱うというルールがあつたために、要望であつたものが陳情に変わって、要望という名前ですけども、そのまま審査されたということになっちゃうので、ひょっとしたら意見として出ただけの自治会の思惑が審査対象になってしまうこと自体が、そこにずれが生じるんじゃないかと思ったので、今回こういった流れがもし大丈夫になってきたら、事務局のほうでこの扱いをどうしたいんですかということもヒアリングしていくことが必要なんじゃないかなと思っています。

鈴木委員。

○鈴木委員 要するに、この議運協議の取扱いのところで、請願は必ず議案として取り扱おう。そこから下の意見書提出、陳情のみ、要望に関しては、議運協議の中で議案として取り扱う、取り扱わな

いかということをご判断して、そういうことを言っているんですね、この話の内容はね。

○齊藤委員長 はい。

○鈴木委員 ここをはっきりして……

○齊藤委員長 そこはします。

○鈴木委員 ただし、上げなくても、議会で付託する、委員会に付託しているんだけど、同じことを取り上げないかもしれないけれども、取りあえず各委員会に振っておくよと。

○齊藤委員長 はいはい。

○鈴木委員 そして、あとは委員会の中で最終的にはもう一度審議して、必要であれば、意見書提出だったり、そういったふうに理解してよろしいという……

○齊藤委員長 はい、そのとおりです。

○鈴木委員 全て来たから出すんだね、そうじゃないということをご今きちんという形にしましよというのが今回の案件の趣旨と……。

○齊藤委員長 はい、そういうことです。

○鈴木委員 了解しました。

○齊藤委員長 あくまで取扱いをどうするかで、まず議運で諮った後に、その取扱いをどうするか、取扱いは一緒なんですけれども、そのための選択肢が1個増えたということ。

そのほかございますか。

議長、大丈夫ですか。何となく大丈夫でしょうか。フロー図に何か足りないところありますか。

○松田議長 大丈夫です。

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

小島委員。

○小島委員 委員会付託、陳情の扱いの中で、委員会回付ということで、委員会に入って、委員会だけの報告と。委員会協議と聞きおきという形になって、委員会発議という形の、これは議員提案、そういう流れになるんだと思うんですけれども、

聞きおきって、こう書いていると、こういうことを決めたときに、その結果というのは陳情した人たちにどのように回答していくのか、そこがちょっと分からない。どういうふうにご考えているのか。聞きおきました……

[発言する人あり]

○齊藤委員長 そう。事務局がちゃんと返してくれるんですけど、それは結果を返しているだけであって、議案の中身はあんまり言えないんですけど、国からの要請によって団体さんから来ているものとかあるじゃないですか、結構。そういうものって、特段おっぴろげにやる必要もないというところがあったりとかあるので、あとはちょっと内容に関しては、この間言ったとおり、道路の修繕に関する陳情なんか出されちゃった日には、1人が通れば、全員通すというみたくなくなってしまったりするので、そういった案件が来たときに、こういった形にした、委員会回付にしておくことで、その陳情は取りあえず委員会へ報告することになりましたということだと思います。その結果がどうこうではなくて。

なので、そこで委員会で取り上げられなければ、その時点で、陳情を出されたとしても、案件としてはならないということになります。であれば、請願で出してくださいということになります。

あくまで陳情が……、はい。

○小島委員 陳情は、それで聞きおきですから、やるなら請願で出してくださいって、こうアドバイスは……

○齊藤委員長 いや、あんまりしないと思いますけれども。

○小島委員 でも、何もしないで、要はあの陳情したやつは、議会は何も回答しなかったのかというのも、ちょっと困るんだろうと思うんですよ、陳

情した人たちは。

○齊藤委員長 だから、先ほど言ったとおり、受付の段階で事務局がこの4つの話をちゃんとするので……

○小島委員 する。

○齊藤委員長 それで持ってくると、こういう扱いで、こういうことにもなりますという形になっていかないと、これが適用にならないんで……

○小島委員 それでもいいんですけれども、でも、じゃ単なる聞きおきで、議会は何も対応しませんということをやっぱり市民は確認しておいたほうが、分かっていたほうがいいんじゃないかなと私、思ったんですけれども。

○鈴木委員 今の話を最初から言いますと、最初から請願、もし返事が欲しければ請願で出してくださいと。陳情で出すと、何も返事が来ないかもしれないけれども、それでも陳情で出しますかということ事務局で受付のときに説明をしますという……

○小島委員 ああ、それで受け付けてくれればね。

○鈴木委員 返事なくても出しますということだから、後から文句は言えない。

○齊藤委員長 この前までは趣旨採択ってあったんですけれども、それが無いから、白か黒かなんですよ。そうすると、必ず議会上げて、大変な説明をしながら、討論をして、採決をしなければならぬ現状を鑑みると、すごく訴えがコア過ぎたり、漠然と来過ぎた場合に関しては、取りあえず委員会の所管に投げて、委員会判断に任せますということで、よその議会のを調べさせてもらったから、担当付の事務局が説明して、もうそのままシーンって、はいつて終わっていくところがある。

その中で、小島委員が「ちょっと今の話」と言っていて、「じゃ委員会でやることどうですか、委員長」って振ったときに、じゃ委員長がまた話をし

て、じゃその後、例えば調査研究していきましょうという流れをそっちにつくってもらおうというふうに……

○小島委員 だから、一応陳情する人たちも、こういうもんで議会にと言うて出すわけじゃないですか。それに対して全く回答がないというのは、こういうことになりましたという回答……

○齊藤委員長 それが回答です。

○小島委員 それは、でも出しているの。

○齊藤委員長 今までは全部出してくれているんで、今後、今言ったやつは……

○小島委員 今後出すの。

○齊藤委員長 だから、今みたく言うしかないですよ。議会運営としては、委員会回付の取扱いになったということしか……

○小島委員 ああ、委員会に回付……

○齊藤委員長 結果を書く必要ないと思うんで。採択、不採択に行ったほうはちゃんと書きますけれども、何でと言われたら、そういうことですよと言えないですね。

○小島委員 そこら辺がちょっとね。最後の、要は市民、出した人に対してどういう文書が返ってきて、ああ、そういう回答なんだという納得できれば私はいいと思っているんですよ。

ただ、音沙汰もつてもないというか、議会っちゃどういふとこなのって聞かれるのがつらいだけなんです。

○齊藤委員長 できれば請願を出していくような市民の意識に変えていったほうがいいだろうということで、陳情は誰でも出せちゃうんで、なので請願ということで、各議員に名前を……

○小島委員 そういうことであれば、例えば聞きおきになるような陳情だった場合は、請願にしていただければ、あれしますというような……

○鈴木委員 いいですか。

○齊藤委員長 はい。

○鈴木委員 今まで議会だよりの後ろのほうに請願とか陳情の提出の仕方が書いてあったんですね。そこの違いは、市民は多分、議員がつくか、つかないかだけだったと思うんです。それに対して出した結果については、何も申し上げなかったんですね。

今回、事務局が説明、請願や陳情を持ってくる市民に対して、請願者、陳情者に対して、今、小島さんの言ったとおりなんだけれども、請願で出れば、それがどう取り扱われて、どういう議会で判断したかまでははっきり分かりますよ。だけれども、陳情で出した場合は、これは受け付けられて、審査されるかどうか分かりませんと、そういったことを最初に話をしてもらって、それで納得してもらった形で受け付けると、そういうことにしていって、これから何か自分たちの暮らしの中で陳情していこうと思うのであれば、そういうことを踏まえて、陳情にするか、請願を市民が出すということを市民が理解していくことをこれから進めることが重要なんじゃないかと思う。それを踏まえて、この取扱いということ。

〔「そう。さっきからずっと言っていること」と言う人あり〕

○齊藤委員長 すばらしい補足を。

小島さんが言っている心配は、今後この行ったときに、何で議会はそんな冷たいのかという反論なんでしょうけれども、うちら議会からすると、その案件を今まで協議していたということ自体があり得ないことだというぐらいまで、請願にちゃんと持っていこうという話。

陳情をぼんぼん出されてしまうと、いいんですけれども、協議内容、時間がなくて、しかも会期延長しか1回しかない。3か月間で出せるもの、出せないもの結構あるんですよ。採択できないか

ら、最終的に悔しいけれども不採択にしておきましょうということもなっちゃうので、であれば委員会回付にしておけば、委員会でそれ、調査研究できますから、そういった形で、委員会のほうでは多少、委員会に連絡していますから、今後それで動くかどうかは、また御期待くださいとは言えないでしょうけれども、そういった形しかないんですよ。

○小島委員 やっぱり議会に対する思いもある人もいるだろうから。

○齊藤委員長 ありますか。

○小島委員 いるんじゃないかなと私は思っているんだけどね。

○齊藤委員長 それはすばらしい。であれば、もう請願、議員を信頼して請願として出してくださいというふうにしていくことが議会としての役割でもありますし、参考人招致とかを行うこともできますから、議員の説明プラス参考人招致のほうが、より説明であったり、事の深刻であったりというのはいいのではないのかなということで、那須塩原市、本当請願少ないので、なるべく、町田みなくなっちゃうと、請願ばかりで、陳情ないってなっちゃいますけれども、ただ、請願をしっかり出せるような形で、事務局のほうの対応がちょっと大変かもしれませんが、それを慣れるように、議会だよりもむしろ、さっき鈴木伸彦さんが言ってくれたとおり、書いて内容をつけますし、その説明資料を出しますから。

○小島委員 そういうことであれば。

○齊藤委員長 一応、だからその後というよりは、今、取扱いが、こういうフローということで、皆さんの御意見で、特段意見とか御質疑があとなければ、一応この後に質疑がないようであれば、陳情については、このフローに沿って取り扱うこととして、必要な規則等の改正を進めていきたいん

ですけれども。

要は、これはあくまで可視化して、皆さんに説明するためにフロー図を作っただけで、これがもし言葉だったら、意味が分からないんで、こう書いていただけだったんですけれども。

○鈴木委員 いいですか、委員長。

○齊藤委員長 はい。

○鈴木委員 あと、これは懸念的な話をちょっと話をしたいんですけれども、先ほどの11条案件のときにも、やっぱり敲いてというか、練っていないと、もめるといふか、分かりづらいことがあるんですよ。

今回のこの委員会回付にするかどうかの判断をやっていけば、だんだん固まってくるのかなとは思いますが、なかなかどういふ、継続的にしてここで継続的に普遍性を持ってくるか、判断が分かりやすくしていくかということにきちんとなっていないと、陳情で出す人も、判断がしにくいところが出てくるんじゃないかと思うんですよ。

このところもちょうと、どういふ、ただ漠然と議運協議で判断されるんですよだけだちょっと難しいかなと。どういふことで本会議上程なのか、回付なのかというあたりを明確にしていく必要があるのではないかと。

○齊藤委員長 分かりました。

今回、この後、今、皆さんから異議がなかったようだったら、規則等の改正もしていかなければなりませんので、その際に懸念されている事項に関しては、ちょっとどうしたらいいかな。仮に例えばみたいなので説明するしかないかなとは思いますが。

そういった判定でいいのというのは、各個人の、各会派から出られている皆様方に裁量になっていきますので、その内容をここで普通に議論をして

いくという形にはなりますから、そのイメージ的なものは、これ、今、可視化した流れのだけなんで、ちょっとまた正副のほうで示せるように考えていきたいと思います。

これもすぐやれるかどうかは、ちょっとまたその意味も含めての流れになっていくと思いますので、御意見としてお預かりいたします。

それでは、先ほど言ったとおり、質疑がないようなので、陳情に関しましては、このフローに沿って取り扱うこととして、必要な規則等の改正を進めていくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

それでは、次に(3)議会取組実行計画に係る議会運営委員会取組事項についてを議題といたします。

前回の会議でお示したものに新たに15として11条の検証に関する項目を追加してありますので、御確認ください。

7月から9月の欄に赤線が入っている事項を順次協議していきたいと考えています。

その中でも、本日は8番のオンライン会議の推進について、案がありますので、協議をしていきたいと思います。

こちらの説明を事務局からお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、那須塩原市議会におけるオンライン会議の実施について（案）を御覧ください。

こちらにつきましては、昨年の春、オンライン会議の実施を進めるということで、当時試行ということで始めてきたところでございます。

その後、何度か実際に会議を重ねてきて、実績もある程度できたということで、ある程度この形でまとめさせていただければというものでござ

ざいます。

順番に説明させていただきます。

まず1点目、趣旨でございますが、コロナ蔓延防止、それから災害ですね、その他の理由により、対面での会議が難しい場合にオンライン会議を行いましょうというのが趣旨でございます。

2点目、使用するアプリケーションについては、Z o o mを想定してございます。

3の対象とする会議ですが、本会議、こちらは除くという会議全般ですね。議長、委員長、その他の会議主催者がオンライン会議が必要であると会議規則も踏まえて判断をしたものを対象といたします。

会議に参加する場所ですが、そのオンライン会議を行う際については、この(1)から(3)のとおり、主催者、委員長、議長ですね。につきましては、事務局と連携して、会議を主催する必要がある場合には、本庁舎まで来ていただくことを想定しております。

主催者以外の会議の参加者については、W i - F iがあるということが条件ではございますけれども、原則として自宅等での参加を想定するものです。

事務局の職員につきましては、本庁舎、こちらの委員会室のほうからの参加を想定しております。

5点目、会議の開催時間につきましては、原則として平日の9時から5時を想定しております。

手続でございますが、主催者は、オンライン会議で行うとしたときには、事務局と調整の上、会議の開会日時を決定しまして、I Dとかそういったものを会議の参加者に通知をいたします。会議の参加者は、指定された開始時間の5分前をめどに、Z o o mの会議室に入室いただければと思います。

会議の参加者は、会議に参加するときは、タブ

レットで2画面で御利用いただくか、各自のタブレットないしスマートフォンをお持ちであれば、2台使いでZ o o mと、S i d e B o o k sを開いていただくような形を想定しております。

実際の会議の運営ですが、会議の参加者は、カメラはオン、マイクをオフの状態に参加をいただきます。

会議における発言は、主催者、議長ないし委員長の許可を受けて、マイクをオンにして行うものとします。発言終了後は、再びマイクをオフにしてください。

発言要求は、画面上で分かりやすいように挙手をします。主催者において発言要求に気づいてない場合には、自らマイクをオンにして、「議長」あるいは「委員長」と発言してください。

名称、Z o o mの表示される名称ですね。こちらについては、議員名を表示させることを原則とします。

異議がある場合には、画面上で分かりやすいようにバツを示してください。

主催者において、「異議あり」に気づいていない場合には、自らマイクをオンにして、「異議あり」ということで発言をお願いいたします。

簡易採決の場合ですが、異議がない場合には、画面上で分かりやすいようにマルのハンドサインを示すものといたします。

マルのハンドサインを確認して、異議がないときには、異議がないものと認めるものとします。

それ以外の採決につきまして、事前に項目ごとに準備をしておくものについては、S i d e B o o k sの採決機能、こういったものもございまして、あるいはZ o o mの投票機能、こういったものを使うということも想定をしております。

それ以外、事前に準備をしていなかったもの、

こういった機能を使えないものについては、画面上で分かりやすいように、手でマルないしバツを示して行うこととします。

この場合ですが、一定時間経過してもマル、バツを示さない場合、それから通信が途絶して固まってしまったとか、そういった場合については、ある程度時間が経過しても復旧しない場合には、当該採決に関し、棄権したものとみなすというようなものです。

最後、8番目、その他ですが、感染症の蔓延が今も広がっておりますけれども、こういった状況を踏まえて、議員の改選であったりとか、委員会構成の変更等があった場合には、いつでもオンライン会議の開催できるように、事前に準備とか、そういうことに努めるというものを最後に示させていただきます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑はございますか。

2つです。さっき説明したとおり、取組事項の関係に1つ、11条の検証が入ったことと、あと、今の8番のオンラインの説明なんですけれども。

森本委員。

○森本委員 これ、各自が所有する……「手続」の中で、2画面で使うか、各自が所有するスマートフォン、タブレットがある人は2台でということなんですけれども、2台持ちの人は、私の印象では、……2画面でできる……

〔「聞こえないです」と言う人あり〕

○森本委員 ごめんなさい。2台持ちの時2台を使う、自分のを使うというのは、皆さん結構普通にやっているとは思うんですけれども、議会として配付しているのはタブレット1台ということなん

で、2画面での使用だけここには書いておいて、2台持ちに関しては、別にそれを禁止する項目がなければ、何か個人が勝手にやる。ここに書かなくてもいいのかなという気がしたんだけど、いかがでしょうか。

○齊藤委員長 ただ、もう委員会の委員長が大体もう2台置いちゃっている中で、1台だけじゃないのって言われてしまうのが懸念だったので、これ、あくまで会議の実施についてのガイドラインとは言いませんけれども、こういった説明の範疇でやっていますということなんで、どうかなと思って。

○森本委員 どうかなと思ったもので、

○齊藤委員長 はい。

○森本委員 私、2個持っていないよとかって言う人いるかなと思ったものですから。

○齊藤委員長 それこそ係長が作ってくれて、「または」って書いてあるだろうって教えてあげないと、議員さんもその読み方が分からない人がいっぱいいるので。

○森本委員 であれば、オーケーです。

○齊藤委員長 そうです。そこで言うしかないですよ。

○森本委員 じゃ、いいです。

○齊藤委員長 この2画面すらできなくていう可能性もあるから、もう論外なこともあると思うんですけれども。

○森本委員 ちょっと心配性になっちゃっただけです。

○齊藤委員長 私から逆に事務局で作成、作ってもらって、足していった場所で気になっているのが、今のところ委員会が参加できる場所が、原則としてWi-Fi設備が整っている場所というふういうまくやんわりと抽象的に書いているんですけれども、前、広聴広報のときに、森本さんが会社の前の車の中でやっていたりというのがありました。

ただ、あくまで会議がオフィシャルのものであった場合には、自宅とか、職場でも人が入ってこない場所とかというものを今後ある程度整備していかないと、どこに行っても会議ができる利便性がありながら、ただ参加していればいいやみたいな悪い流れも感じられちゃうので、そこだけがちょっと懸念しているというところで、そこに1、2、3と書いてあるんですけども、「等」があるんで、今後ここをどうするかは、あくまでこの流れで、自宅って決めておきたいんですけども。

○森本委員 確かに、クローズの委員会のときに、クローズって、基本傍聴していいという話だろうから、傍聴者は受けるほかはないんだろうけれども、でも誰でも聞こえちゃう状況というのはあまりよくないケースはあるかなとは思って、確かに、特にほかの一般の人から見えて、話が聞こえるような状態ではやらないほうがいいのかなと思いますね。

○星副委員長 例えば、フリーWi-Fi使えるマックだったりとかね。

〔「そうそう、そういうのはよくない」
「議会とかやめてくれ」「それはやめてくれ」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ということになっているんで、一応ここに1、2、3はそういうふうに書いてあるんですけども、そういった含みで考えていただくというふうに議会運営の皆様には御理解いただければと思います。

どうでしょうか。何か気になるところはございますか。

係長、これ、すみません、8番のその他の議員の改選や委員会構成等の変更等があった場合という「等」は、幅広く取っちゃっていいんですか。

○佐々木議事調査係長 はい。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

できれば、今年度も常任委員会とかいろいろな会議でなるべく全員が機械に触れるようにやっていただくということで、8番追加したので、こちらに来ていてもいいから、Wi-Fiをつなぐ練習はしておかないと、ちょっと厳しいかなとは思っています。

全体の会議用です。こちらに参加の皆さんとかみんなできるので、問題ないので、まだタブレットに慣れていらない議員さんもいらっしゃる大変ですし、あとこの間の栃木市さん、視察、オンラインでさせていただいたんですけども、やっぱり年配の議員さんがまだこれをあんまり推奨していないというところもあったので、ただ利便性だけのみならず、災害とか、本人の病気で、たまたま車が運転できない、随行で連れてくる人がいないといったときに、自宅でも参加できるようにとか、そういった自分のためにもなるということもしっかりと伝えさせていただいたんですけども、そういったことを考えたときに、使い方が分からないんじゃない、もう欠席になっちゃうので、そういったところも踏まえて、進めていくためには、練習はどこかに入れていただくというのは必要かなとは思っています。

あくまでコロナだけのみならず、災害のためにということもいいのかもしいですね。

はい、どうぞ。

○星副委員長 あともう一つ、災害で今、ふと思ったんですけども、大規模停電、仮になっちゃった場合に、うちにWi-Fi環境が整っても、大規模停電になっちゃったときには、みんな会議に参加できませんよというふうになる場合、どうしましょうか。そのときは、もう集まってくるしかない。

○齊藤委員長 いや、一応全員で大規模停電が続く

中で会議を行うという設定は多分ない。

○星副委員長 ないと。

○齊藤委員長 しかも、ここで決めるので。それよりは、その中で発動する委員会とかは、何かしら別なのしかないの、車の電源、USBポートというかで、車のバッテリーのコードをつなげば使えますし、問題は電波の遮断のほうかなと思っ
ているんですけども。

○星副委員長 電波か。

○齊藤委員長 電波塔のほうはもうどうしようもないので、そういった場合には最終手段になっちゃうかなと思うんですけども。そのぐらい大惨事であれば、多分。

○鈴木委員 いいですか。今、停電の話と電波とか障害あったと言うんですけども、普通会議だと、何割以上あったら会議が成立しますという話があるじゃないですか。一部の地域だけの場合があるんで、そういうのはどう考えるんですかね。

○齊藤委員長 ありがとうございます。それも考えていて、いや、ただ、自宅参加でも認めるというような内容も今後考えていくようかなとは思っています。

○鈴木委員 ただ、自宅でも、一部どこか、例えば西那須のどこかのエリアだけ停電で、そこに議員が2人いて、そうすると8人なのに、やろうとした場合、8人なのに2人欠席で、じゃ6人で委員会結成して、会議して、採決をしちゃうのかという
こともあり得るのかなと。

○齊藤委員長 参加できない……欠席です。

じゃなくて、参加はオンラインでしているという想定ですか。

○鈴木委員 オンライン。

○齊藤委員長 オンライン。であれば、8人になりますよね。

○鈴木委員 違う。オンラインができないとき。

○齊藤委員長 ああ、オンラインができなくて……

○鈴木委員 移動もできないということね。

○齊藤委員長 そのときは欠席になっちゃいますね。

○鈴木委員 そのときに、普通、総会なんかだと何割以上というところは、それでも何人欠席したらZoom会議はできませんねと。もともと災害で、もう全市が停電ならば、もうZoom会議なんていうのは話にのりません。あり得ない。

グレーというか、途中のところの参加人数で、あるんですよ、もともと委員会って何人以上、何割以上じゃないと開けないとか。それにのっとればいい……

○齊藤委員長 一応案内をしてからの話なので、今回、会議規則の改正に関しましては、いろいろな手法が入っていますから、全てオンラインのみならず、書面でもできるようになったり、メールでもできるようになったり、いろいろな手段がありますので、電子会議で例えば10日期日を設けてやるという方法すらできるようになっていますね、那須塩原市はね。

なので、あくまでオンラインで直で採決を採らなければならないといったようなことがもし発生した場合には、委員会定足数のものであったりを全て加味して、2名だけ休みであれば、6人の採決としていけるのは普通の常套の手段だとは思っています。取り急ぎ、その急ぎの具合にもよりますけれども。

ちょっともう噴火級の、今、会話になっていると思うんですけども。

森本委員。

○森本委員 原則として、Wi-Fi接続できる場所って書いてあって、この原則というのが結構重要かなと思って、この文章でいいと思うんですけども、これは原則ということは、Wi-Fiの、例えば自宅のWi-Fiの状態がどうして

も悪いときには、Wi-Fiをオフにして、4Gでつないで参加してもいいという意味での原則というふうに捉えちゃっていいですよ。

○齊藤委員長 はい。いい意味で捉えてください。

○森本委員 いいほうにね。

○齊藤委員長 はい。

○森本委員 それは、皆さん、多分皆さん、Wi-Fiじゃなければ駄目だから、4Gにできないと言って参加できないんじゃないかと、そこは家のWi-Fiの調子が悪かったら、そのときは4Gで参加してくださいというふうな意味があるというふうな、そこは何となくみんなに伝わっていればいいかなというふうに思いました。

○齊藤委員長 そのとおりです。1ギガしかないはずなんで。

もうそのまま動かなくなっちゃうんですね。

そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 今、大分、森本議員の話も含めて話を出ているんですけども、これ、例えばこの4番ね。4番の会議に参加する場所というのは、何も問題なければ、本当このとおりでいいと思うんですけども、これ、逆に全員入れておけばいいんですけども、ここへ入れておくと、ここでもうできちゃうと。

悪意じゃないにしても、自分でじゃ図書館へ行って、Wi-Fiもあるし、図書館で周りは高校生がいれば、どこかの子ども連れた人がいそうだし、やっていいのかみたいなのも、この文章だと、いいんじゃないのみたいな感じになってしまうような気がする……

〔「その可能性があるんだ」と言う人あり〕

○鈴木委員 どうなのっていうところもちょっと気になった。

○齊藤委員長 それはさっきこっちで話をしていたんですけども、そういった場所がどこになるかということで、どこの参加を認めるかというのは、今後の課題になっていく。

先ほども言ったとおり、自宅療養が必要なんだけど、議員としてしっかりと会議に参加したいという場合でも、自宅での参加であったり、あるいは病院で参加していかどうかちょっと微妙ですけども、そういったいい意味での善処した会議の参加というんだったらいいんですけども、取りあえず出ればいいんだろうみたいな感じで、マックのテーブルで、Wi-Fiフリーだから、そこで参加しますみたいなのは、ちょっとやめていただきたいというようなことは、書いたら、この間の扇風機みたいな話になっちゃうので、基本的には自宅かこちらの委員会室というのがまず軸として、今後、のっぴきならず理由を相談をされる場合には、事務局だったりこちら側に相談いただいて、この場所からの参加になっちゃうんですけども大丈夫かということ saying いただければ、そこはそれでいいんじゃないですかという流れだったらいいかなどは思っています。

○鈴木委員 何かこういうのはよくないよとかいうことを書くことは、確かにどうなのかなと思うんですけども、この趣旨をしっかりと明記しておくことは要るんじゃないか。この「等」にしておかないと難しい判断だと思うんですけども……

○齊藤委員長 そうですね。

○鈴木委員 それ以外の場合は、例えば事務局に確認することとかいうようなところ、今のところ全くフリーなんだよね。悪意を持ってこういうことをしようと、いないと思います。だけれども、別にできちゃうんだよね、この文章……

〔「できちゃうんだよね」と言う人あり〕

○齊藤委員長 そうですね。

[発言する人あり]

○齊藤委員長 そうです。だから、Zoomを使っ
ての参加という案内が多分行くので、そのときの
その場所で基本的には予定を入れておきますから、
大体自宅か、まだつながるのが怖い人はこっちと
いうのは、来ないでと言っても言うことを聞かな
い人もいるので、来てつなぐ人もいますよね。
基本的には……

○鈴木委員 趣旨がどこかにもう一度何か入って
いたほうがいいんじゃないか。それに併せて、今や
っている対応がまずいんじゃないかと言えるよう
な、何か規範みたいなものがどこかにあったほう
がいいんじゃないかと思うんですけども。

○齊藤委員長 すみません、これ、あくまで議運の
中でのオンライン会議となっているんですけども、
この先、オンライン会議の在り方って、別な、
誰でも災害とかになっちゃうと、自宅にいられな
い人もいますよ。なので、いろいろな場所も想
定できるように「等」と書いているので、良識の
範疇で基本的には、ということ考えていただ
ければ、今、言っていることは、言わんとしてい
ることは分かっていますので、ライブ会場の前とか
で、この後、ライブだから、1時間で委員会終
らせてとかって、そういうことはないと思うん
ですけれども。

[「ないと思う……」と言う人あり]

○齊藤委員長 ないない。

[「ないことを望みます」という人あり]

○齊藤委員長 ということになりますので、あとネ
ットカフェとかね。基本的にイヤホンしてしゃべ
らなければ、どこにいるか分からなくなっちゃう
んですけども、将来、議決を議場以外の場所
でもできるようになったときなんかは、より強固に
ルールを決めていくということと、目の前で何か
分かるものを表記しないと参加と認めないとか、

いろいろなっていくと思います。

[「GPS」と言う人あり]

○齊藤委員長 ああ、GPSね。

でも、現段階ではこのぐらいの内容でいいん
じゃないのかなと思ったんです。大丈夫ですか。

議運とか全協とかは、こちらでもむので、皆
さんの意見でやる場所は言えるんですけども、各
委員会の段階とかになると、その委員長の
裁量に変わってきますので、ハイブリッドでや
っていただいても全然構わないというぐらい、う
まく利用して使いこなしてもらえればなと思っ
ています。

今、この前提ですと、係長、あれですよ。ハ
イブリッドという表記にはなっていないんですよ。
オンラインならオンラインっていうことにな
っちゃっているんですよ。オンライン会議につ
いてだから、オンラインということでもいいですよ
ね。これ、一括でもいいのかなと思ったんです
けれども。

[発言する人あり]

○齊藤委員長 そういうのもすると、参加率は上
がるということと、あと妊産婦とか、子育て真
中の方が産休取ることも必要ですけども、体調
を考慮して、こちらへ来ないで、自宅で参加とい
うことになると、委員長としては、両方の
参加場所を認めるという形を取れば、議員にと
っても優しいものになるのではないかとことも
考える。

じゃ、大丈夫ですか。

[「大丈夫」と言う人あり]

○齊藤委員長 そんな感じでやっていく。また修正
は幾らでも今後議題として上げていけると思
いますので。

それでは、質疑がないようですので、オン
ライン会議の推進については、8月の議員全員協
議会

で報告の上、こちらの資料のとおりで実施していくということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、(4)その他に入ります。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

○9月定例会議における議場コンサートの中止について

○コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○執行部から議会への情報提供ガイドラインについて

○6月定例会議のインターネット中継閲覧者数について

○8月臨時会議に関する議会運営委員会の開催について



◎閉会の宣告

○齊藤委員長 では、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 零時12分